

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

他者から資金を渡されるなどして買受の申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
前橋地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	□平成 □令和	年()第 号	物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。		
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 9 月 4 日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 岸 昌史

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 10 月 1 日から 令和 7 年 10 月 8 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 15 日 午前 9 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所太田支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 11 月 5 日 午前 10 時 00 分 場 所 前橋地方裁判所太田支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 17 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 10 月 17 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 9 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	8, 870, 000 7, 096, 000	一括	1, 774, 000	111, 047	17, 951
1	3, 220, 000				
2	5, 650, 000				

物 件 目 録

1 所 在 太田市中根町

地 番 596 番 12

地 目 畑

地 積 339 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

(仮換地指定地)

街区 番号 13

符 号 5-2

地 積 255 平方メートル

2 所 在 太田市中根町 599 番地 1 (換地 太田都市計画
事業宝泉南部土地区画整理事業 13 街区 5-2 番)

家屋 番号 599 番 1 の 3

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 57.13 平方メートル
2 階 51.34 平方メートル

物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 31 日

前橋地方裁判所太田支部民事執行係

裁判所書記官 須長 宏幸

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 1】

- ・ 本件土地上に現存しない建物（家屋番号 596 番 7 の 2）の登記が存在する。
- ・ 本件土地の現況は農地ではない旨の農業委員会の回答がある。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 太田市中根町

地 番 596 番 12

地 目 畑

地 積 339 平方メートル

(現況)

地 目 宅地

(仮換地指定地)

街区 番号 13

符 号 5-2

地 積 255 平方メートル

2 所 在 太田市中根町 599 番地 1 (換地 太田都市計画
事業宝泉南部土地区画整理事業 13 街区 5-2 番)

家屋 番号 599 番 1 の 3

種 類 居宅

構 造 木造スレートぶき 2 階建

床 面 積 1 階 57.13 平方メートル
2 階 51.34 平方メートル



回答書(農地等の現況に係る調査結果)

令和6年12月10日

前橋地方裁判所太田支部

裁判所書記官 岸 昌史 殿

回答者 太田市農業委員会長

令和6年11月26日付け照会書をもって(当農業委員会に)照会のあった件(事件番号:令和6年(ケ)第65号)につき、下記のとおり調査結果を回答します。

1 現地調査日	令和6年12月9日						
2 土地の表示と現況地目	所在	地番	登記簿地目	面積(m ²)	土地所有者		現況地目
	中根町	596番12	畑	339	氏名	住所	
3 転用許可等の有無とその内容	許可年月日	許可条項	転用目的		許可等を受けた者の氏名・住所		
	平成31年2月21日	第5条所有権移転(売買)	一般住宅用地				
	無	該当する欄に○印	許可を得ることが必要であるが許可を得ていない				
4 県からの指示事項	該当する欄に○印	○	原状回復命令を行わない				
			近く原状回復命令を行う				
5 地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利に関する許可、利用権設定に関する事項	無	有	許可年月日	条 項	権利内容	申請者の住所及び氏名	
			年 月 日				
6 その他参考事項	都市計画法関係				農振法関係		その他
	線引都市計画		未線引都市計画		農振区域内		農 振 区 域 外
	市街化区域	市街化調整区域	用途地域	用途地域外	農用地区域内	農用地区域外	
7 買受適格証明書の要否	要 ・ 否						

記載上の注意

- (1) 2の「現況」欄は「農地」又は「非農地」と記入し、「農地」と記入されたものは、4の欄の記入は行わない。
- (2) 3の「許可等」とは許可及び届出の受理であり、「許可等を受けた者の氏名・住所」の欄の記入は、権利の設定、移転に係わる許可等の案件については権利の取得者とする。
- (3) 4の「原状回復命令」は、対象土地を農地状況に回復すべきことを命ずるものをいう。また、4の欄は、許可条件違反により非農地化されている場合にも記入する。
- (4) 6の欄は、該当箇所に○印を付す。「その他」欄には、条件違反転用の内容その他参考となる事項を記載する。

令和 6 年(ケ)第 65 号
令和 6 年 11 月 27 日受理
令和 7 年 1 月 20 日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所太田支部

執行官 黒 澤 美 和 印

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 太田市中根町
 地 番 596 番 12
 地 目 畑
 地 積 339 平方メートル

- 2 所 在 太田市中根町 599 番地 1 (換地 太田都市計画
 事業宝泉南部土地区画整理事業 1.3 街区 5-2 番)
 家屋 番号 599 番 1 の 3
 種 類 居宅
 構 造 木造スレートぶき 2 階建
 床 面 積 1 階 57.13 平方メートル
 2 階 51.34 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	群馬県太田市中根町596番地12（住居表示未実施）	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 4枚目の図面のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 「その他の事項」（3枚目）及び「執行官の意見」（6枚目）のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
 （2枚目）

そ の 他 の 事 項

■ 1 仮換地の指定

太田市役所発行の仮換地指定証明書によれば、物件1の仮換地は、街区番号13、符号5-2、地積255平方メートルである。

2 仮換地の位置・形状

4枚目の図面のとおり



宝太 泉南部土地区画整理事業

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■太田市役所区画整理課職員	(令和6年12月2日に聴取した。) 1 物件1の換地処分予定日は、令和11年3月31日です。仮換地を指定した日は平成14年9月22日で、使用収益開始日は平成19年5月30日です。 2 清算金については現在のところありませんが、未定です。
■Aの母 (物件2占有補助者)	(令和6年12月25日に電話で聴取した。) 1 Aは私の子です。物件2にはA夫婦、私、Aの子供、Aの祖母で住んでいます。 2 雨漏りはありません。

執行官の意見

- 1 本物件は、宝泉南部土地区画整理事業地区内に存在する。
- 2 物件1の換地処分予定日は、令和11年3月31日であり、詳細については太田市役所区画整理課に問い合わせられたい。
- 3 物件1はすでに使用収益が開始されているため、仮換地を本件調査の対象にした。
- 4 清算金については現在のところないが、未定である。
- 5 物件1上に下記建物の登記が存在するが、現況では物件1上に下記建物は存在しない。
 - ①所 在 太田市中根町596番地7、596番地1、596番地11、596番地12（換地太田市中根町予定地番14街区2ー3番）
 - 家屋番号 596番7の2
 - 種 類 居宅
 - 構 造 木造スレートぶき2階建
 - 床面積 1階 59.62平方メートル
 - 2階 52.99平方メートル
- 6 物件1の登記記録上の地目は畑であるが、太田市農業委員会の回答書（農地等の現況に係る調査結果）によれば、既に農地法第5条の許可を受けており、買受適格証明書は必要ない。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月2日 (月) 11:10-11:50	■太田市役所	■仮換地指定証明書交付申請 ■間取図交付申請
令和6年12月5日 (木) 14:20-14:30	■物件所在地	■基礎調査
令和6年12月6日 (金) 14:10-14:20	■前橋地方法務局 太田支局	■登記事項証明書交付申請
令和6年12月25日 (水) 10:40-11:20	■物件所在地	■立入調査 ■占有調査 ■写真撮影

(特記事項)

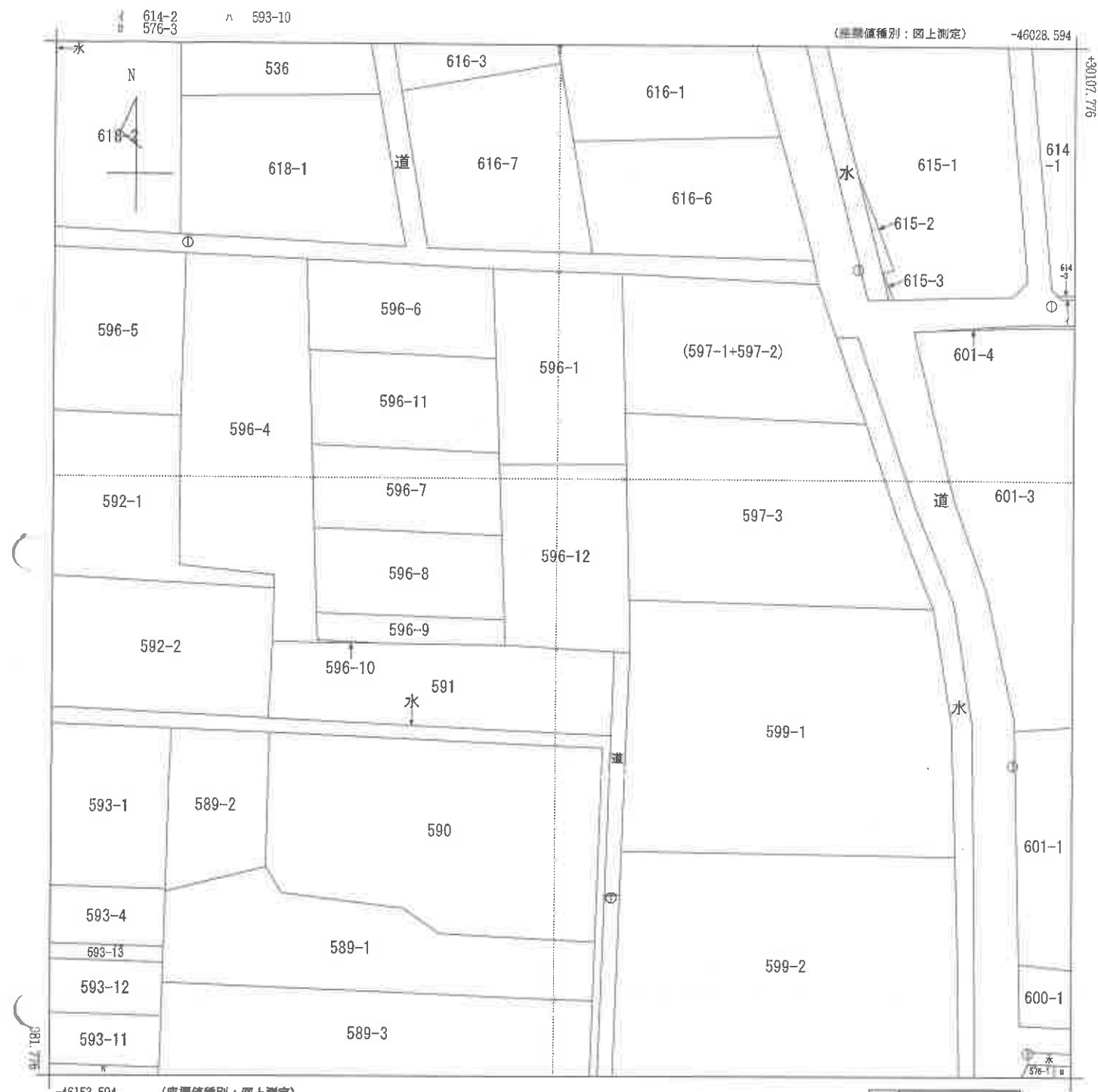
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

■ 令和6年12月25日
評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(7枚目)



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
中根町

A3をA4に縮小コピー

請求部	所在	太田市中根町				地番	596番12			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方法務局太田支局管轄)

令和6年10月17日

東京法務局西多摩支局

登記官

地図整理番号：M15551

(1/1)

(8 枚目)

登記年月日：平成31年2月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方支務局太田支局管轄)

令和6年10月17日

東京法務局西多摩支局

登記号

(9 枚目)

建物図面図

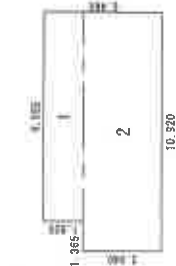
各階平面図

家屋番号

599番1の3

建物の所在

太田市中根町599番地1
(換地 太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業(3街区5-2番))



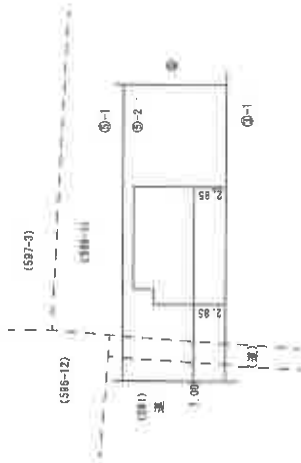
求積表

1	9.555	X	1.820	=	17.390100
2	10.920	X	3.640	=	39.748800
合計					57.138900
床面積					57.13m ²



求積表

1	3.640	X	0.910	=	3.312400
2	10.010	X	1.820	=	18.218200
3	10.920	X	2.730	=	29.811600
合計					51.342200
床面積					51.34m ²



土地家屋調査士

作成者

作成年月日

平成31年2月20日

縮尺

250

申請人

縮尺

500

(群馬土地家屋調査士会)

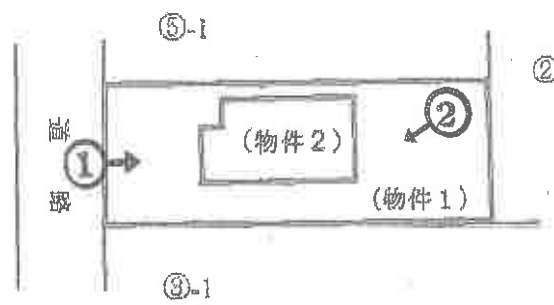
A3をA4に縮小コピー



土地建物位置関係図

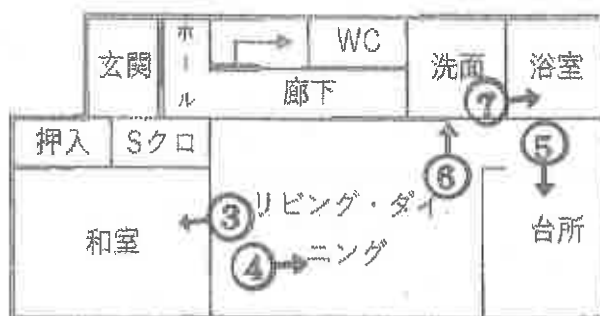
令和6年(ケ)第65号

←○写真撮影位置・方向



縮尺 1 : 500

←○写真撮影位置・方向



1階部分



2階部分



1



2



3



4



5



6



7



8

令和6年（ケ）第65号
令和6年12月25日 現地調査
令和7年1月20日 評価

前橋地方裁判所太田支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
津久井 伸昭

第1 評価額

一括価格	
8,870,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	3,220,000円
物件2(建物)	5,650,000円

- ① 一括価格は、物件1乃至物件2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	太田市中根町 596番12 畑 339㎡	太田都市計画事業宝泉 南部土地区画整理事業 13街区5-2 地目:宅地 地積: 255㎡
2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	太田市中根町599番地1(換地 太田都市計画事 業宝泉南部土地区画整理事業13街区5-2番) 599番1の3 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 57.13㎡ 2階 51.34㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通		東武伊勢崎線「木崎」駅南東方約0.92km(道路距離)に位置する。	
		(別添位置図参照)	
付近の状況		一般住宅、共同住宅等の混在する区画整理中の住宅地域。地域周辺は一般住宅のほか空地、共同住宅等の見られる区画整理の進行している住宅地域である。地域要因の変動要因も少なく、当面の間現状にて推移するものと思料される。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分		市街化区域
	用途地域		第2種中高層住居専用地域
	建ぺい率		60%
	容積率		200%
	防火規制		なし
	その他の規制		太田都市計画事業宝泉南部土地区画整理事業地
画地条件等	地積	仮換地指定証明書とほぼ同程度	
	間口	約9.5m	
	奥行	約27.5m	
	形状	ほぼ長方形の土地	
	その他	接面道路にほぼ等高に接面し敷地内はほぼ平坦。	
接面道路		西側約6m舗装区画街路(区画街路6-55号線・建築基準法42条1項2号道路)に接面する土地である。	
土地の利用状況		土地所有者が本件土地上に本件建物を所有し、占有している。	
供給処理施設		上水道	あり
		ガス配管	なし
		下水道	なし
		(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込ことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
特記事項		① 文化財保護法上、周知の埋蔵文化財包蔵地の可能性がある。(石之塔遺跡T0322) ② 太田市役所市街地整備課によれば、本件土地は宝泉南部土地区画整理事業地内に存在すること。 ③ 物件1の仮換地指定日は平成14年9月22日で、使用収益開始日は平成19年5月30日で、換地処分予定日は令和11年3月31日で、清算金については未定とのこと。	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日 経過年数 経済的残存耐用年数	平成30年6月20日新築 7 年 20 年
仕様	構造 屋根 外壁 内壁 天井 床 設備 その他	木造 スレート葺 サイディング等 クロス クロス等 フローリング、畳等 電気、水道等 ー
床面積(現況)	第3項目的物件欄記載のとおり	
	現況用途:居宅 間取り(附属資料:間取図)	
品等	使用資材 施工程度	普通 普通
保守管理の状況	やや劣る	
建物の利用状況	建物所有者が本建物を住居として使用している。	
特記事項		

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地 価格(円/㎡)	個別 格差	地積 (㎡)	建付減価 補正率	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	31,300 ア	101% イ	255 ウ	95% エ	7,660,000 オ

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示等 太田-10

地価調査価格

時点修正

標準化補正

地域格差

標準画地価格

$$33,700\text{円/㎡} \times 100.3 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 108 = 31,300\text{円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : なし

◇ 地域格差 : 街路・交通接近・環境・行政等各要因を検討し上記のとおり査定した。

イ 個別格差

物件1 : 1.01 方位等

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床 面積(㎡)	現価率	建物等の積算価格
2(主)	150,000 ア	108.47 イ	43.70% ウ	ア×イ×ウ=エ 7,110,000
計				7,110,000

ウ 現価率(減価修正)

物件番号

耐用年数に基づく方法(定率法)

観察減価法

現価率

2(主) : 残価率 全 残存 全

$$(5\%) \times \{(27 - 20) / 27\} \times (1 - 0.05) = 0.437$$

観察減価 : 建物の状態等を考慮して上記のとおり査定

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地について土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (%) イ	土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	7,660,000	30% 法定地上権	2,300,000
土地利用権等価格(合計)			2,300,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 土地:1①オ 建物:1②エ 円 ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 2①ウ 円 イ	占有減 価修正 % ウ	市場性 修正 % エ	競売市 場修正 % オ	その他 控除減 価(敷 金等) 円 カ	評価額 (ア±イ)×ウ× エ×オーカ 円
1	7,660,000	－ 2,300,000		100%	60%	－	3,220,000円
2	7,110,000	＋ 2,300,000	100%	100%	60%	0円	5,650,000円
一括価格(合計)							8,870,000円

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 特になし

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他控除減価： 控除の必要なし

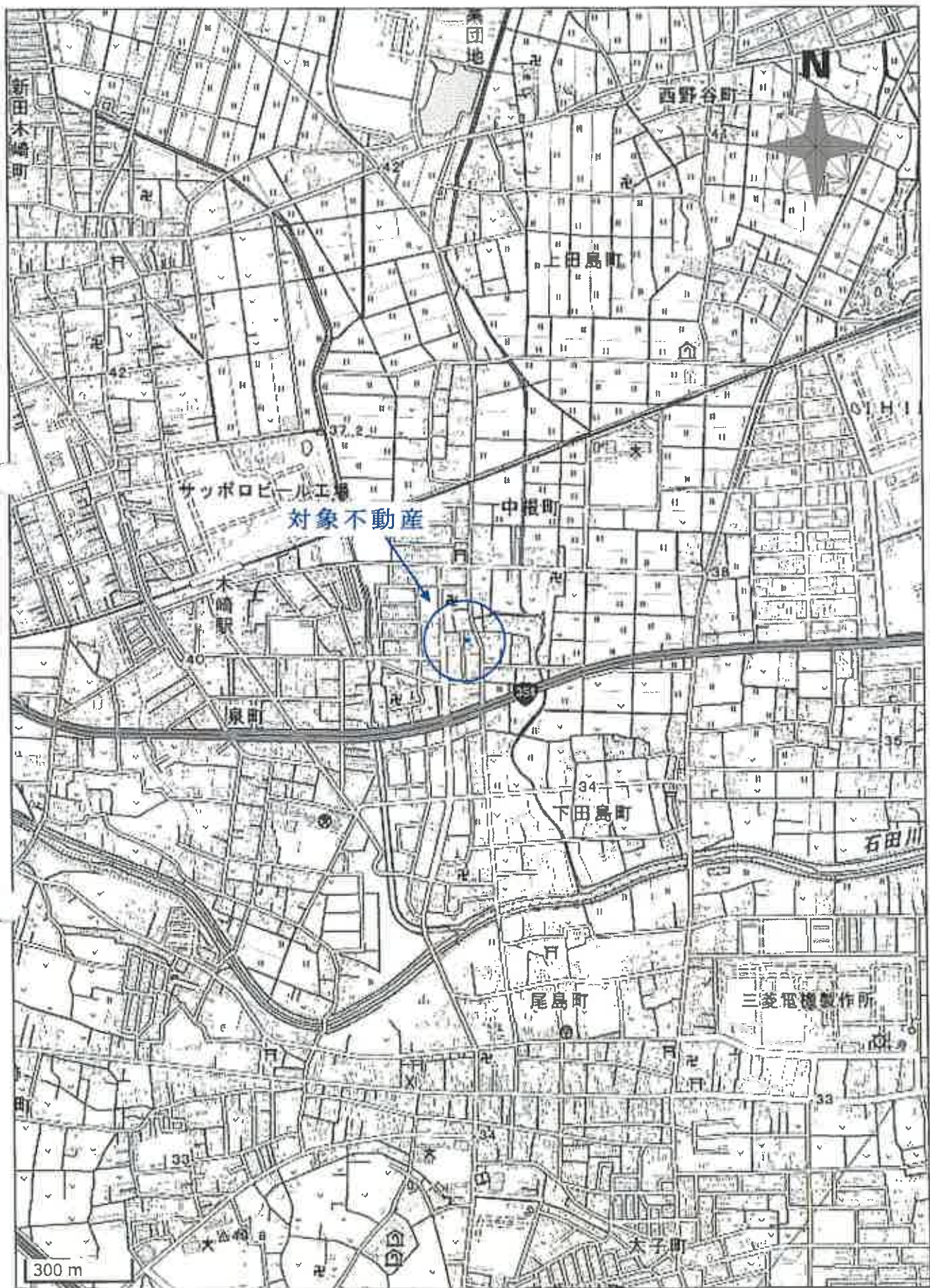
第6 参考価格資料

地価公示等 太田-10

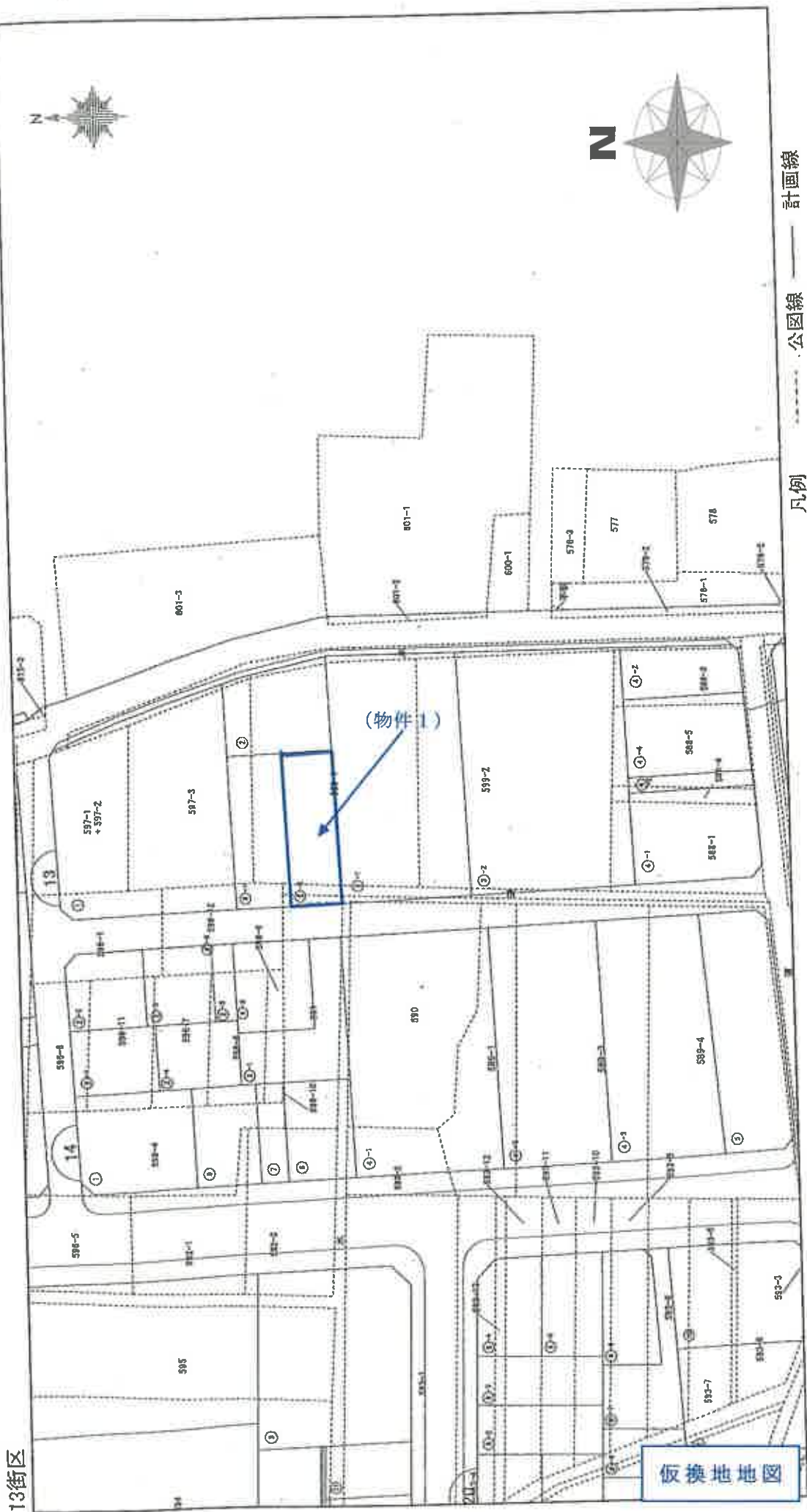
所在	太田市西新町81番6
価格	33,700 円／ m ²
位置	細谷駅2.8km
価格時点	令和6年1月1日
地積	495m ²
供給処理施設	水道
接面街路	北6m市道
用途指定等	第1種中高層住居専用地域(建蔽率60% 容積率200%)
地域の概要	共同住宅等も見られる区画整然とした住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 仮換地図
- 3 間取図
- 4 土地建物位置関係図



13街区



計画線 公国線 凡例

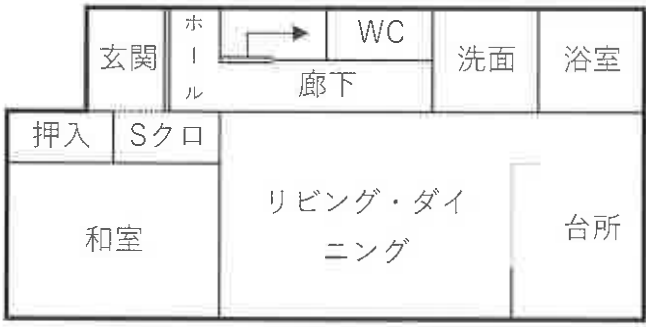
0 5 10 20 30 40 50m

S=1:1000

宝泉南部土地地区画整理事業
太田都市計画事業

飯換地地図

間取図



1階部分

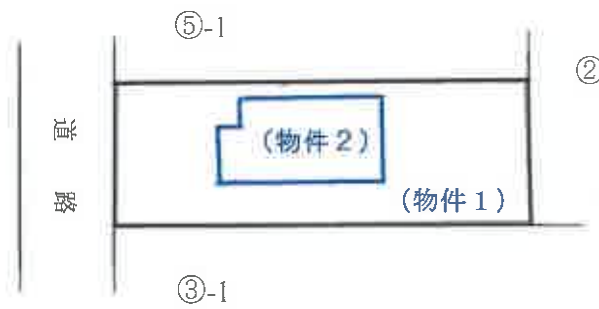


2階部分



土地建物位置関係図

令和6年（ケ）第65号



縮尺 1 : 500